契約条項 P-7354_210118

甲は、「セットアップ支援サービス 更新プログラム適用設定(Windows 10 対応)」(以下本サービスという)を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. セットアップ支援サービス 更新プログラム適用設定(Windows 10 対応)
   (1)乙は、設置作業依頼書にもとづき次の作業を実施します。ただし、作業対象機器の構成は、クライアント PC5 台を限度とします。
      ① 設定パラメータの協議決定
      ② 機能更新プログラム適用の延期設定
      ③ 品質更新プログラム適用の延期設定
      ④ 設定画面上における設定内容の完了確認
   (2)前号③の設定は、甲から指定があった場合に甲の指定する値で実施するものとします。
2. PC 台数追加オプション
   (1)甲が前項に定める対象クライアント PC の台数を追加する場合、追加する台数は、注文書に記載するとおりとします。
   (2)追加するクライアント PC に実施する内容は、前項第 1 号①にもとづく前項の各作業と同様とします。
3. 本項は、前二項に共通して適用するものとします。
   (1)甲は、乙の作業完了後すみやかに設定内容を確認し、「終了承認証」を乙に提出するものとします。
   (2)前号の「終了確認証」の交付をもって、本サービスは完了するものとします。
   (3)乙の責によらず乙が本サービスに着手できない場合、乙は本サービスの履行義務を負わず、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。
   (4)甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
   (5)本サービス完了後、甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果(OS 供給元の起因に基づく動作不良等を含む)については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
   (6)本サービスの実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
   (7)本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第 4 項の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。
   (8)前三号の定めは、本サービス完了後も有効に存続するものとします。

以上